

業務の運営に関する規程

事業所名

株式会社エデュースキャリアデザイン本社

第1 求人

- 1 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求職

- 1 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話を致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話を致します。

- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、国内全職種です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

代表者 代表取締役 木村 克紀

【一般登録型】
手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人受理後、求人者に求職者に提供する紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>10%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算になります。

許可番号 13-ユ-306258

事業所の名称及び所在地 株式会社 エデュースキャリアデザイン本社

〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-3-10 PMO 秋葉原 II 5 階

【サーチ／スカウト型】
手　数　料　表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料の額 _____ 0 円 手数料負担者は _____ 求人者 _____ とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金 _____ 100,000 円 活動 1 日当たり _____ 25,000 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 50% 手数料負担者は _____ 求人者 _____ とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算になります。

許可番号 13-ユー-306258

事業所の名称及び所在地 株式会社 エデュースキャリアデザイン本社
〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-3-10 PMO 秋葉原 II 5 階

【再就職支援型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<p>着手金 _____ 100,000 円</p> <p>相談・助言終了時 _____ 0 円</p> <p>成功報酬 _____ 50%</p> <p>手数料負担者は <u>関係雇用主</u> とします。</p>
求人受理後、求人者に求職者に提供する紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 50%</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 50%</p> <p>手数料負担者は <u>求人者</u> とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算になります。

許可番号 13-ユー-306258

事業所の名称及び所在地 株式会社 エデュースキャリアデザイン本社

〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-3-10 PMO 秋葉原 II 5 階

返戻金制度のご案内

株式会社エデュースキャリアデザイン

弊社からの紹介により採用された応募者が、入職後 3 ヶ月以内に、自己都合あるいは明らかに応募者の責による懲戒解雇により退職した場合、退職後 2 週間以内に弊社へご連絡いただくことで、弊社は受領した紹介手数料を下記返金規程に基づき、紹介手数料を返金致します。ただし、採用者である学校法人の責による退職、応募者の責によらない退職、応募者の死亡、天災事変の不測の事態、その他弊社の免責が妥当と判断される場合はこの限りではございません。

<返金規程>

- ・入職後1ヶ月以内の退職…紹介手数料の80%
- ・入職後3ヶ月以内の退職…紹介手数料の50%

取扱職種の範囲等の明示

求職者のみなさまへ

株式会社エデュースキャリアデザイン

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲：全職種

取扱地域：国内全域

手数料に関する事項

求職受付の際、一切申し受けません。

求職者情報の取扱に関する事項

求職者情報の取扱い者は、職業紹介責任者になります。

求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者になります。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者になります。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

求人者のみなさまへ

株式会社エデュースキャリアデザイン

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲：全職種

取扱地域：国内全域

手数料に関する事項

職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

サービスの種類および内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担は、求人者とします。 ※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

求人者情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱い者は、職業紹介責任者になります。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者になります。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者になります。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。